

障害者差別解消法の一部改正の施行に伴う国の主な動き

障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府 HP 掲載内容より）

広報資料等の更新

- チラシ「障害者差別解消法が改正に事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます」
- リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についてのよくあるご質問と回答〈国民向け〉

事業者向けの周知・啓発

- 対応指針（ガイドライン）の作成
各府省庁が所管する事業分野において、障がいのあるかたへの適切な対応を行うようにまとめ、事業者にも周知するもの。同HPにおいて、障害差別解消法に基づく対応要領改定案及び対応指針作成案に関する各省合同ヒアリングにおいて、障害者団体等からのヒアリングが行われている。
- 事業者向け説明会
改正障害者差別解消法に係る事業者向け説明会の開催について（オンライン）
- 合理的配慮の事例、相談対応
 - ・障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
 - ・障害者差別解消に関する事例データベース
 - ・合理的配慮の提供等事例集（令和5年4月）
 - ・障害を理由とする差別の解消の推進 相談対応ケーススタディ集

対応要領の作成

各府省庁が事務事業を行うに当たり、障がいのあるかたへの適切な対応をするためまとめるもの。同HPにおいて、障害差別解消法に基づく対応要領改定案及び対応指針作成案に関する各省合同ヒアリングにおいて、障害者団体等からのヒアリングが行われている。

差別に関する相談窓口の設置

- 事業分野別相談窓口
各府省庁において、これまでの障がいのある方の差別の相談窓口を細分化。
- 相談窓口試行事業「つなぐ窓口」の開設
内閣府において、令和5年10月16日から試行的に開設。（※別添資料2参照）
障がいを理由とする差別の相談を適切な自治体、各府省庁等の相談窓口にも円滑につなげるための調整、取次を行う。